

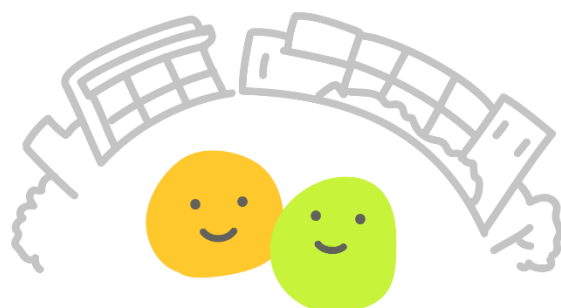
# 契約書兼重要事項説明書

利用者様氏名 \_\_\_\_\_ 様

※ID :

契約日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療法人社団鶴永会  
MILACOCOステーション



# 重要事項説明書

ご説明日 年 月 日

医療法人社団鶴永会が設置する医療法人社団鶴永会MILACOCOステーション（以下、当ステーション）は、ご契約者様に訪問看護サービスを提供させていただく前に利用者様および、ご家族様と契約を締結させていただきます。

## 1. 事業者情報

事業者（法人）	医療法人社団鶴永会
法人の所在地	〒195-0055 東京都町田市三輪緑山二丁目2133番地1
代表者名	理事長 後藤晶子
電話番号	044-988-3121（代表）
FAX番号	044-988-9280

## 2. 訪問看護ステーション概要

事業所の名称	医療法人社団鶴永会 MILACOCOステーション
ステーション所在地	〒195-0055 東京都町田市三輪緑山二丁目2133番地1
開設年月日	令和5年7月1日
指定事業所番号	第1367491780
管理者名	阪内 英世
サービス提供地域	町田市、多摩市、川崎市（麻生区、多摩区、宮前区）横浜市（青葉区、緑区、旭区）相模原市（中央区、南区）
電話番号	044-988-3452
FAX番号	044-988-3452

## 3. 職員体制

職種	業務内容	業務形態	人員
管理者（看護師）	業務全体の管理	常勤	1名
職員	看護師	訪問サービス担当	常勤
			非常勤
	作業療法士 事務職員	訪問サービス提供 事務業務・連絡	常勤
		非常勤	1名

## 4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日 祝日及び12月29日～翌年1月4日を除く	午前9時から午後5時まで

## 5. 運営方針

- 当ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅医療を推進します。
- 当ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるように努めます。
- 当ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

## 6. 訪問看護の提供方法

訪問看護の提供方法は、利用者が主治医に申し出て、主治医が当ステーションに交付した訪問看護指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施します。

1) 訪問看護利用開始

訪問看護の依頼・相談	訪問看護の依頼については、主治医へご相談ください。医師の訪問看護指示書が必要になります
重要事項の説明	訪問看護提供に関する重要事項説明をさせて頂き、契約を締結します
訪問看護提供の契約	場所をご自宅で行う場合や、事業所に出向いていただき行う場合があります
訪問看護計画の作成	契約後、相談内容を踏まえて訪問看護計画を作成します
訪問看護計画の説明	訪問看護計画の作成後、説明に伺います
訪問看護開始	初回訪問日のご案内をさせて頂きます

2) 訪問看護の終了

- ①ご利用者様のご都合で訪問看護を終了する場合
  - ・訪問看護終了を希望する日の10日前までにお申し出ください。
- ②当ステーションの都合で訪問看護を終了する場合
  - ・やむを得ない事情により、ステーションからの訪問看護を終了させていただく場合は、終了予定日1か月前までに、文章で通知いたします。
- ③自動終了について（以下に該当する場合）
  - ・利用者様が医療機関や介護保険施設に入所になった場合
  - ・利用者様が死亡された場合

3) 訪問看護の契約解除

- ①訪問看護料金の支払いについて催告したのにも関わらず、1か月以上遅延された場合
- ②利用者様が当ステーションや当ステーションの訪問看護提供者に対し、本契約を継続しがたい背信行為を行った場合

7. 訪問看護サービスの内容

- ①精神科リハビリテーション支援（社会参加を目指し活動の幅を広げる）
- ②心理的看護ケア（コミュニケーション援助やSST、認知行動療法的支援、家族心理教育）
- ③公的手続きや申請援助、要介護認定申請の援助等
- ④服薬の管理・相談、服薬指導・助言
- ⑤主治医の指示による医療処置、医療機器等の管理や操作の援助
- ⑥病状や障害の観察（含：血圧・体温・脈拍・呼吸状態の測定）、健康相談・助言
- ⑦療養生活の指導・支援（生活リズムや食事、排泄、運動、睡眠等の日常生活への助言、その他）
- ⑨介護予防ケア（介護保険・要支援認定者への予防看護、認知症ケア、介護相談）
- ⑩その他

8. 緊急時における対応

訪問看護提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた時は、必要に応じ臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い、指示を求める等、必要な処置を講じます。

主治医	医療機関名称	
	主治医氏名	
	所在地	
	連絡先	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	
	連絡先	

9. 訪問看護サービス利用料及び利用者負担

別紙参照

10. 訪問看護サービス利用料金のお支払いについて

利用者様の訪問看護サービス利用料金につきましては、ご利用月分の利用料を翌月15日までに請求書を発行し、自宅に郵送もしくは訪問時にお知らせいたします。

毎月末までに支払いをお願いいたします。

お支払い方法については原則として登録口座自動引落としとしますが、難しい場合は①当事業所口座

に振込※または②訪問時に集金のいずれかでお支払いをお願いしております。

※お振込先 りそな銀行 新横浜支店（669） 普通 【口座番号】 1614405 【口座名義】 医療法人社団鶴永会（イリョウホウジンシャダン カクエイカイ）
--

### 1.1. ステーションのサービスに関する相談・要望・苦情窓口について

当ステーションが提供した訪問看護サービスにおける相談・苦情に関しては、第一に当事業所の管理者が相談窓口となります。速やかに対応させていただきますので、当事業所宛にご連絡下さい。

なお、第3者機関としての苦情窓口が、町田市役所高齢者福祉課および国民健康保険団体連合会にございます。

（苦情の受付）

- 1) 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けております。

医療法人社団鶴永会 MILACOCOステーション	
管理者	阪内 英世
曜日・時間	月曜日から金曜日（午前9時から午後5時まで）
電話番号	044-988-3452
FAX番号	044-988-3452

- 2) 行政機関その他苦情受け付け機関

町田市役所	担当課名	いきいき健康部 介護保険課（給付係）
	曜日・時間	月曜日から金曜日（午前9時から午後5時）
	電話番号	042-724-4366
東京都国民健康保険団体連合会	担当課名	苦情相談窓口専用
	曜日・時間	月曜日から金曜日（午前9時から午後5時）
	電話番号	03-6238-0177

### 1.2. 守秘義務について

- 1) 事業者及びサービス事業者、従業員はサービスを提供するうえで知り得た個人情報、正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。この守秘義務については、サービス契約終了後も継続致します。
- 2) 事業者及びサービス事業者は、利用者様に療養上または生命の維持に必要な場合には、他の医療機関等に利用者様に関する個人情報を提供させていただく場合がございます。
- 3) 1) 2) の項目に関わらず、利用者様の訪問看護サービス上必要な連携に関して、他の事業所等へ個人情報を提供することについては、当事業所がサービス契約時に同意書を取得し同意を得るものと致します。

### 1.3. 個人情報保護について

当ステーションは信頼に応えるサービス提供に向けて利用者様により良いサービス提供のために、全職員が総力を集結して日々努力を重ねます。そのため、利用者様やご家族様、関係者様の個人情報については、適切に保護し管理することが必要不可欠であると考えております。当ステーションでは、個人情報保護方針を利用者様へ契約時にご説明するとともに、利用者様やご家族様、関係者様について知り得た個人情報の利用目的を明確にし、同意書をいただいております。

### 1.4. 損害賠償について

当ステーションではサービス利用において、起こりうる事故等の発生防止について日々、職員の教育や技術の向上に努めております。しかし、万が一発生した事故等については、十分に調査を行い真摯に対応してまいりたいと考えております。

当ステーションではサービスの実施に伴い、職員のサービス提供において自己の責に帰すべき事由により起きた事故等に対応させていただくため、損害賠償保障に加入しております。自己の責に帰すべき事由により利用者様に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではございません。

# 訪問看護サービス契約書（医療保険用）

\_\_\_\_\_  
様（以下「利用者」）と、指定訪問看護事業者である医療法人社団鶴永会 MILACOCOステーション（以下、当ステーション）は、当ステーションが利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

## 第1条（契約の目的）

当ステーションは、健康保険法令及びこの契約書に従い、利用者に対し療養上の世話又は診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は、ステーションに対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第2条（契約期間）

1. この契約の期間は、契約締結の日から、利用者の終了意思が表示されるまでの期間とします。ただし、第8条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。
2. 上記の契約満了日の2日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条（訪問看護計画）

1. 当ステーションは利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえ、主治医の訪問看護指示書に基づき「訪問看護計画書」を作成します。そして、「訪問看護計画書」に従って計画的にサービスを提供します。
2. 当ステーションは訪問看護計画書の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得ることとします。
3. 当ステーションは利用者がサービス内容や提供等の変更を希望する場合、主治医に相談の上「訪問看護計画書」の変更等の対応を行います。
4. 「訪問看護計画書」は主治医に随時報告します。

## 第4条（サービス提供の記録等）

当ステーションは、「訪問看護記録」等の記録を作成した後5年間はこれを適正に保存します。又、法的に必要な時は利用者の求めに応じてその写しを交付致します（医療および特定療養に係る療養に関する諸記録などは3年間、診療録は5年間保管とする）。

## 第5条（利用者負担金及びその滞納）

1. サービスに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載する通りとします。尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。
2. 利用者が正当な理由なく当ステーションに支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合は、当ステーションは1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
3. 当ステーションは、前項に定める期間が満了した場合には、この契約を文章により解除することができます。

## 第6条（利用者の解約権）

利用者は、当ステーションに対し10日間以上の猶予を持って、いつでもこの契約を解除することができます。

## 第7条（ステーションの解除権）

1. 当ステーションは、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。
2. 当ステーションは、事業の安定的な運営が困難となった場合や当ステーションの統廃合があった場合は、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。この場合、当ステーションは、利用者の主治医等と協議し、利用者にも不利益が生じないよう必要な措置をとります。

## 第8条（契約の終了）

1. 第2条の規定により、事前の更新合意がなされないまま、契約の有効期間が満了した時
2. 第5条の規定により、当ステーションから契約解除の意思表示がなされた時

## MCS医療保険用

3. 第6条の規定により、利用者から解除の意思表示がなされた時
4. 第7条の規定により、当ステーションから解除の意思表示がなされた時
5. 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった時
  - 1) 主治医により訪問看護が必要ないと判断された時
  - 2) 利用者が医療施設等に入院した場合（3ヶ月以上継続）
  - 3) 利用者が死亡した場合

### 第9条（損害賠償）

当ステーションは、サービスの提供に伴って利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償致します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

### 第10条（個人情報保護）

1. 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める事とします。
2. 当ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、当ステーションでの看護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはあらかじめ文章で得ておき、利用者又はその家族の同意を得るものとします。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者とも雇用契約の内容に含めます。

### 第11条（苦情対応）

1. 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、当ステーションが所在する区市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 当ステーションは、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 当ステーションは、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

### 第12条（契約外条項等）

この契約及び健康保険法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者とのステーションの協議により定めます。

## 加算に関する同意書

(24時間対応体制加算・特別管理加算・長時間対応体制加算・複数名訪問看護加算・精神科複数回訪問看護加算・緊急時訪問看護加算)

- 私は、貴訪問看護ステーションの24時間対応体制加算により、緊急時の場合、相談または訪問看護を利用するため、24時間対応体制加算を算定することに同意します。
- 私は、病気の状態から、( ) 管理が必要な為、特別管理加算を算定することに同意します。
- 私は、長時間の訪問を要する場合に対し、1回の訪問が 90分を超えた場合、週1回(15歳未満の超重症児、準超重症児については週3回) 長時間訪問看護加算を算定することを同意します。
- 私は、必要があつて同時に複数の訪問看護師による指定訪問看護を実施した場合、複数名訪問看護加算を算定することに同意します。
- 私は、複数回の訪問の必要があり、指定訪問看護を実施した場合、精神科複数回訪問看護加算を算定することに同意します。

医療法人社団鶴永会MILACOCOステーション 管理者 様

年 月 日

利用者様

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

同意者様

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

利用者様との続柄 \_\_\_\_\_

## 個人情報保護方針

医療法人社団鶴永会MILACOCOステーション（以下、当ステーション）は、信頼に応える医療に向けて、利用者様によりよいサービスを受けていただけるよう全職員が総力を結集して日々努力を重ねています。利用者様の個人情報については、適切に保護し管理することが必要であると考えています。

それは、「インフォームドコンセントに基づくサービスを提供すること」「サービス利用情報を利用者様自身に提供すること」「利用者様のプライバシーや意思を尊重すること」「よりよいサービスを行うよう研鑽・研修に励むこと」です。

利用者様の個人情報については、個人情報の「収集」「利用」「提供」等において、公正な規定に従い、適切な運用を行い、適切に保護し、管理することが必要であると考えています。以下のとおり利用者様の個人情報保護に関する方針を定め、全職員に周知徹底を行い、個人情報保護を行います。また、本方針は、利用者様のみならず、当ステーションの職員および当法人と関係のある全ての個人情報についても、同様に扱います。

### 1) 個人情報の収集について

当ステーションが利用者様の個人情報を収集する場合、サービス提供に必要な範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合、利用目的をあらかじめお知らせして了解を得た上で実施します。ウェブサイトで個人情報を必要とする場合も同様です。

### 2) 個人情報の利用及び提供について

当ステーションは利用者様の個人情報の提供について以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用致しません。

- ①利用者様の了解を得た場合
- ②個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
- ③法令等により提供を要求される場合（当ステーションは法令の定める場合等を除き利用者様の許可なくその情報を第三者に提供いたしません）

### 3) 個人情報の安全管理について

当ステーションは利用者様の個人情報について正確かつ最新の状態に保ち個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん又は利用者様の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

### 4) 個人情報の開示・修正等

利用者様からご本人の個人情報の開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当ステーションの開示手順に従った対応を致します。また、訂正や利用停止を求められた場合も、調査を行い適切に対応致します。

### 5) 関係法令及びガイドライン等の遵守

当ステーションは、個人情報の取り扱いに関し、個人情報に関する法令、ガイドライン、その他の規範を遵守し、当ステーションにおける個人情報のコンプライアンス・プログラムを継続的な改善が図られるよう取り組んでまいります。

### 6) 問い合わせ窓口

本方針に関する、ご質問や個人情報の問い合わせ等につきましては、下記までご相談ください。

当ステーションにおける個人情報相談窓口：管理者 阪内英世

医療法人社団鶴永会 MILACOCOステーション  
〒195-0055  
東京都町田市三輪緑山二丁目2133番地1  
電話番号 044-988-3452



## 個人情報使用同意書

私は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の利用提供の開始に際し、上記内容の重要事項について説明を受けました。

年 月 日

説明責任者氏名 \_\_\_\_\_ 印

医療法人社団鶴永会 MILACOCOステーション  
〒195-0055  
東京都町田市三輪緑山二丁目2133番地1  
電話番号044-988-3452  
管理者 阪内 英世

私は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の利用提供の開始に際し、個人情報保護について説明を受けました。

利用者様

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

同意者様

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

利用者様との続柄 \_\_\_\_\_



## 利用料金表（2024年6月1日改定版）

負担額計算方法 ①管理療養費・基本療養費＋②加算＋③保険外費用負担

利用者負担額は法令により10円未満は四捨五入

### ① 管理療養費・基本療養費

項目	詳細	基本料金 (円/回)	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
訪問看護管理療養費	月の初回	¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301	
訪問看護管理療養費	2回目以降	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
訪問看護ベースアップ評価料	月1回	¥780	¥78	¥156	¥234	
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで	30分以上	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
		30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275
	週4日以降	30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
		30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物への訪問)	週3日まで	30分以上	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
		30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275
	週4日以降	30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
		30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ	在宅療養に備えた外泊時(2回まで)	¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550	

### ② 加算

項目	詳細	基本料金 (円/回)	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
緊急訪問看護加算	月14日目まで	¥2,650	¥265	¥530	¥795	
	月15日目以降	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
長時間訪問看護加算	90分以上で週1回まで	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560	
複数名訪問看護加算	看護師と看護師 1日1回	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
退院支援指導加算	退院日の翌日以降初日に加算	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800	
	長時間(90分以上)の場合	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520	
退院時共同指導加算	退院日の翌日以降初日に加算	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
在宅患者連携指導加算	月1回まで	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
在宅患者緊急等カンファレンス加算	月2回まで	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
特別管理加算	1月あたり	¥2,500	¥250	¥500	¥750	
	1月あたり(重症度の高い利用者)	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500	
夜間・早朝訪問看護加算	18時～22時・6時～8時	¥2,100	¥210	¥420	¥630	
深夜訪問看護加算	22時～6時	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260	
訪問看護情報提供療養費	月1回	¥1,500	¥150	¥300	¥450	
看護・介護職員連携強化加算	月1回	¥2,500	¥250	¥500	¥750	
訪問看護医療DX情報活用加算	1月あたり	¥50	¥5	¥10	¥15	
24時間対応体制加算	1月あたり	¥6,520	¥652	¥1,304	¥1,956	
精神科複数回訪問加算	1日2回	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
	1日3回以上	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400	
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで	¥2,650	¥265	¥530	¥795	
	月15日目以降	¥2,000	¥200	¥400	¥600	
長時間精神科訪問看護加算	90分以上で週1回まで	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560	
複数名精神科訪問看護加算 (30分未満の場合を除く)	看護師と 看護師又は作業療法士	1日に1回	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
		1日に2回	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700
		1日に3回以上	¥14,500	¥1,450	¥2,900	¥4,350
	看護師と精神保健福祉士(週1回)	¥3,000	¥300	¥600	¥900	
精神科重症患者支援管理連携加算イ	月1回	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520	
精神科重症患者支援管理連携加算ロ	月1回	¥5,800	¥580	¥1,160	¥1,740	

## ③ 保険外費用負担

項目	詳細	料金
訪問車両の交通費	サービス提供地域外の場合	片道1km17円
死後の処置	訪問看護と連携して行われる場合	20,000円
キャンセル料	予定日前日17時までの連絡があった場合	原則無料
	上記以降のキャンセルまたは不在の場合	基本料金の10%